

交野市一時預かり事業
委託事業者候補選定プロポーザル審査要項

交野市一時預かり事業委託事業者候補の選定に係るプロポーザルの実施に伴い候補選定の審査に関する事項を次のとおり定める。

1. 選定委員会の開催

交野市地域子育て支援拠点事業 交野市ファミリー・サポート・センター事業 交野市一時預かり事業委託事業者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次項に該当する事業者から提出された書類及びプレゼンテーションの実施により審査を実施し、委託事業者の選定を行う。

2. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者（以下「資格を有する事業者」という。）を対象とする。

- （1）別途「交野市一時預かり事業委託事業者候補選定プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格要件を満たす事業者
- （2）実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者
- （3）実施要領により、適正に書類を作成した事業者

3. 審査の項目及び配点

各委員の評価点数は145点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- （1）事業者の実績・財政状況（20点）
- （2）事業実施体制（45点）
- （3）事業実施の取組（55点）
- （4）経費見積（5点）
- （5）プレゼンテーション（20点）

4. 一次審査

ア 資格を有する事業者が3者以内の場合

すべての事業者について、一次審査を通過したものとし、二次審査の対象とする。

イ 資格を有する事業者が4者以上の場合

一次審査として、提出書類について審査項目1及び2の審査を実施し、委員の合計評価点数の高い上位3位までを二次審査の対象とする。なお、一次審査の結果同得点の場合は、経費見積が安価な事業者を選出する。

ウ 一次審査の選定結果は、一次審査を行った全事業者に対し、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス及び住所に通知する。

5. 二次審査

一次審査で選定された事業者に対して、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行い、選定委員会において委託事業者候補（優先交渉権者）及び次点候補を決定後、市長に報告する。

- (1) 実施日時及び場所は、一次審査を通過後に通知する。
- (2) プレゼンテーションの実施方法は次のとおりとする。
 - ①事業実施に係る統括責任者及び当該事業の主たる担当者が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。
 - ②プレゼンテーションの時間は、40分（提案説明20分及び質疑応答20分程度）とする。
 - ③プレゼンテーション実施の順番は、参加表明書の提出順とする。
 - ④プレゼンテーションで提案説明を行う際に使用するパソコン、プロジェクター等の機材は、事業者側で用意すること。
 - ⑤プレゼンテーションで提案説明を行う際、追加の資料配布は認めない。
- (3) 各委員は、前項「4. ア」の場合は審査項目1～5について、前項「4. イ」の場合は審査項目3～5についての審査を実施する。
- (4) プレゼンテーション終了後、審査項目1～5についての各委員の評価点数集計を行い、合計点数の高い事業者の順に、候補者と次点者を決定する。
- (5) すべての評価点数を合計した結果、最高点の者が同得点である場合は、経費見積が安価な事業者を選定する。

6. 選定結果の通知

結果通知については、当該審査を行った事業者に対し、参加申込書に記載された担当者の電子メールアドレス及び住所宛てに通知する。

また、選定結果についての異議申し立ては、できないものとする。

7. その他

申し込みが1事業の場合でも、同様に審査を行い、出席委員の合計評価点数60%未満の場合は、失格とする。